

■鹿児島県登録の建築士に対する懲戒処分

処分年月日	建築士名	建築士種別	建築士免許登録番号	処分等の内容	処分の原因となった事実
令和2年8月11日	有馬 義弘	二級建築士	鹿児島県知事登録 第4847号	戒告	建築士事務所に所属している二級建築士は、建築士法第22条の2第2号の規定による二級建築士定期講習を受講しなければならないにもかかわらず、建築士事務所に所属したまま、令和2年3月31日までの期間において同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。
令和2年8月11日	東 浩治	二級建築士	鹿児島県知事登録 第7189号	戒告	建築士事務所に所属している二級建築士は、建築士法第22条の2第2号の規定による二級建築士定期講習を受講しなければならないにもかかわらず、建築士事務所に所属したまま、令和2年3月31日までの期間において同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。
令和2年8月11日	前屋敷 宏一	二級建築士	鹿児島県知事登録 第8228号	戒告	建築士事務所に所属している二級建築士は、建築士法第22条の2第2号の規定による二級建築士定期講習を受講しなければならないにもかかわらず、建築士事務所に所属したまま、令和2年3月31日までの期間において同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。